

新型コロナウイルスの感染拡大に対する当事務所の取り組みについて（更新）

いつもお世話になっております。

ご承知の通り、16日に「緊急事態宣言」が全国に発令されたことに加えて、茨城県は「特定警戒都道府県」に指定されました。これを受けまして当事務所といたしましても、感染拡大の防止、およびお客様、関係する皆様、全職員の安全確保に努めて参ります。

1. 職員の体調管理・職場の衛生管理

全職員に毎朝の検温を義務付けています。

37.0度以上の発熱、咳などの初期症状がある場合は休暇取得等を勧奨します。

職員に対し感染リスク低減のための禁止事項・留意事項を徹底し、かつ本人及び家族に感染（濃厚接触）の疑いがある場合について速やかに報告することを義務付けています。

職場における手洗い、うがい、除菌、換気などの基本措置を徹底します。

「3密」を避けるため、テレワークや座席の移動等で、職員の席を半数に減らしています。

東京など、感染拡大地域への出張を当面の間禁止しています。

外部の方をお招きしてのセミナーの開催、懇親会の開催、一定以上の人数での会食などを当面自粛します。また新卒の会社説明会もWEBで行っています。

2. 訪問時来客時の対応

訪問時、来客対応の際には感染拡大防止のため原則としてマスクを着用します。お客様にもマスクの着用をお願いしています。あわせて飲み物の提供は控えさせていただきます。

訪問時には、お客様の定める感染予防措置の手順（手指消毒、うがい、検温など）に従います。

お客様より訪問自粛が要請された場合には従います。その際には、代替手段による監査の実施、電話やインターネットを通じた面談等を実施させていただきます。

3. 月次監査訪問・決算期対応

「緊急事態宣言」が撤廃されるまで、お客様と個別に協議をさせて頂いた上で、緊急かつ重要でない限り、原則お客様への訪問は控えさせていただきます。

例えば3月決算、4月決算、5月決算で、監査および申告作業においてどうしても必要な場合は訪問いたしますが、滞在時間を短縮するなどの対策をお願いしております。

またその場合、以下の方法をお願いする場合がございますので、ご協力いただきたくよろしくお願いいたします。

- ・資料の郵送やメール、チャットワークを使用した電子データでのやり取り
- ・チャットワークでのオンライン会議など

どの場合におきましても、円滑かつ適正に月次監査、決算申告の対応を進めてまいります。

状況に応じ職員が在宅勤務での対応になる場合も予想されますが、あらかじめご了承ください。

4. 経営への影響の大きいお客様への対応

各方面で甚大な影響が発生しています。業績悪化に直面しているお客様には、資金繰り対策をはじめ今後の経営計画策定など公的な支援策の提案を含め全力でご支援します。